

住民票の写し等の交付に係る 本人通知制度 について

本人通知制度とは？

事前に登録の申込みをされた方の住民票の写し等を本人の代理人又は第三者に交付した場合に、交付した事実を登録者本人に通知をするものです。

この制度は住民票の写しなどの不正取得の早期発見や、委任状の偽造などによる不正請求の抑止につながることを目的としています。

通知の対象となる証明は？

- ・住民票の写し
- ・戸籍謄抄本
- ・戸籍の附票の写し 等

通知する内容(交付通知書の内容)は？

- ・交付した年月日
- ・交付した証明書の種別及び通数
- ・交付請求者の種別（代理人又は第三者）

この制度の流れは？

- ①登録の申込み
- ②代理人又は第三者からの証明書の交付請求
- ③交付請求に基づく証明書の交付
- ④証明書を交付した事実を本人に通知

交付通知書（右上の「通知書見本」を参照）の内容を確認されたい場合は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づく開示請求の手続きをご利用ください。なお、手続の方法につきましては、あらかじめ、お電話等でお問い合わせください。

[開示請求の窓口：公文書管理センター 東庁舎 7 階 TEL：0565-34-6817]

登録できる方は？

- ・豊田市の住民票に記載されている方（除票に記載されている方も含みます。）
 - ・豊田市の戸籍に記載されている方（除籍に記載されている方も含みます。）
- 登録申込みの方法や必要書類は裏面をご覧ください。

通知書見本

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 〇〇様

豊田市住民票の写し等交付通知書

住民票の写し等を第三者等に交付しましたので、豊田市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱第7条の規定に基づき通知します。通知内容は、次のとおりです。

記

交付した年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付した住民票の写し等の種別	住民票の写し
交付した通数	1 通
交付請求者の種別	代理人 ・ 第三者
備 考	

問合せ先 豊田市役所 市民課
電 話 0 5 6 5 - 3 4 - 6 9 6 7 (直通)

(表)

登録申込方法

- ・ 申込場所：豊田市役所市民課、各支所、各出張所
(豊田市駅西口サービスセンターは除きます)
- ・ 受付時間：午前9時～午後4時
※土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除きます。
- ・ 必要書類：本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等※)
※詳細は以下をご覧ください。
- ・ その他：ご本人が疾病などの理由により窓口で申込みをすることが困難な場合及び他市町村に居住している場合などは、代理人による申込みや、郵送による申込みも可能です。

登録申込みの必要書類について

- 本人が申込みをする場合は、本人確認書類が必要です。

(1) 1種類で良いもの

運転免許証、マイナンバーカードなどの官公署が発行した身分証明書で顔写真付きのもの(有効期限内に限る。)

(2) 2種類必要なもの※

- ① 健康保険、国民健康保険、共済組合、船員保険、後期高齢者医療の資格確認書、年金手帳または基礎年金番号通知書、年金証書、地方公共団体が発行した医療受給者証等
- ② その他本人であることを確認できる書類
学生証、法人が社員に対して発行した身分証明書(社員証)、預金通帳、キャッシュカード、診察券など
※上記①②の書類を各1種類、又は①の書類が2種類必要です。

- 代理人が申込みをする場合は、代理人の本人確認書類と代理人の確認ができる書類が必要です。

① 15歳未満の方の法定代理人

法定代理人の本人確認書類、法定代理人であることが豊田市で確認できない場合は事前登録申込者(登録者)の戸籍謄本等

② 成年被後見人の法定代理人(成年後見人)

成年後見人の本人確認書類及び後見人であることが確認できる書類(登記事項証明書等)

③ その他の代理人

代理人の本人確認書類及び本人通知制度における代理権授与通知書

お問合せ先：豊田市役所市民課 支援・証明担当
電 話：0565-34-6967(直通)
FAX：0565-34-6191

(裏)

令和8年10月